令和５年３月２４日

令和５年度宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金募集要領

一般財団法人全国市町村振興協会

１　目的

宝くじ公式サイト（以下「サイト」という。）でのインターネット販売について、サイトへのアクセス数、宝くじ会員（サイトの会員）登録者数及び売上の増加を図る広報を行う市町村に対して、広報経費の一助となる補助金を交付し、市町村の広報媒体で主体的に市町村振興宝くじの広報を行う契機となることを目的とする。

２　内容

　　宝くじの受託銀行等であるみずほ銀行の協力を得ながら、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が、都道府県市町村振興協会（以下「地方協会」という。）と連携して行うもので、みずほ銀行が指定する広告（以下、「広告」という。）を自らの広報媒体に掲載し、サイトの広報を行う市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、政令指定都市を除く。）を、地方協会を介して募集する。

３　補助対象広報媒体及び補助要件

　　補助対象広報媒体は、次の広報媒体に広告を掲載した場合、その広報経費の一助となる補助金を交付する。

　　なお、広告データ（広告原稿）は、デザインを簡素化する方向で現在調整を行っているため、４月中に提供する。

|  |  |
| --- | --- |
| (１) | 市町村のホームページに表示されるバナー（以下「バナー」という。） |
| 補　　助　　要　　件 | ア 令和５年６月１日から１２月３１日までの間で、１ヶ月間以上掲載するバナーであること。  また、補助対象バナーは、次の要件も満たすこと。  （ア）ホームページのトップページに表示されるバナーであること。  （イ）原則として１日から月末までの月単位で掲載することとし、２ヶ月以上掲載できる場合は、間を空けず連続して掲載すること。  （ウ）バナーのリンク先はサイトトップページとし、**別表**「市町村別リンク先ＵＲＬ一覧」に記載されている該当ＵＲＬでリンク設定すること（一部事務組合及び広域連合用については、掲載回答があった団体に限りＵＲＬを発行し、**別紙３**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金決定通知書」と併せて通知する。）。  なお、バナーからサイトへのアクセス数及び宝くじ会員登録者数がカウントされることを了承したうえで、掲載回答を行うこと。  イ　広告データは、次のデータを用いること。  「バナー（H40px×W120px・カラー版）」 |

|  |  |
| --- | --- |
| (２) | 市町村が住民向けに発行する広報誌（以下「広報誌」という。） |
| 補　　助　　要　　件 | ア　令和５年６月１日から１２月３１日までの間に発行される広報誌（令和６年１月号であっても、令和５年１２月３１日までに発行される広報誌を含む。）に１回以上掲載すること。  イ 広告データは、次の３種類のうちいずれかを用いること。  　　なお、広告内のＱＲコードを用いて、サイトへのアクセス数及び宝くじ会員登録者数がカウントされることを了承したうえで、掲載回答を行うこと。  （ア）広報誌１（H 40㎜×W170㎜）  （イ）広報誌２（H 40㎜×W 80㎜）  （ウ）広報誌３（H 30㎜×W 50㎜）  ウ 広告の色は、３種類ともに、提供するカラー版またはモノクロ版のどちらかを使用すること。  また、自ら色の調整する場合に限り、２色版も補助対象とする。 |

４　補助金の額

（１）補助金の総額は３，０００万円（広告データ作成費、振込手数料等の諸経費込み。）とする。

（２）１市町村に対する補助金上限額は、人口（回答時の住民基本台帳に基づく人口）に応じて広報媒体ごとに次表のとおりとする。

また、広告料の規定がある市町村の場合、規定に基づいて算定した広告料が、次表の上限額を上回るときは上限額を補助金の額とし、下回るときは規定されている広告料を補助金の額とする。

なお、広告料の規定がない市町村の場合、次表の上限額の範囲内で、市町村が申請する額を補助金の額とする。

（３）市町村から回答があった補助金の総額が、上記（１）の額を超えることとなった場合には、バナーに対する補助金上限額を４ヶ月以下の額まで調整した金額を、補助金として決定することがある。

（４）補助金の額は、地方協会及び全国協会において、上記３の補助要件に該当しているかを確認したうえ、みずほ銀行が決定する。

また、補助金の財源は、宝くじ発売団体（都道府県及び政令指定都市）の委託経費の一部から、みずほ銀行、全国協会及び地方協会を経由して支出されるものであり、市町村への補助金及び振込手数料等の諸経費に限り充当できる。

【バナー】

**広告料の規定**

あ　り

な　し

**算定した広告料**

【補助金上限額表】

算定した広告料 ＝ 補助金の額

上限額表の

金額を

上回る場合

上限額表の

金額を

下回る場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人　　口 | 上　限　額（単位：円） | | | | |
| １ヶ月  掲 載 | ２ヶ月  掲 載 | ３ヶ月  掲 載 | ４ヶ月  掲 載 | ５～  ７ヶ月  掲 載 |
| ５万人未満 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 |
| ５万人以上  １０万人未満 | 6,000 | 12,000 | 18,000 | 24,000 | 30,000 |
| １０万人以上２０万人未満 | 7,000 | 14,000 | 21,000 | 28,000 | 35,000 |
| ２０万人以上３０万人未満 | 8,000 | 16,000 | 24,000 | 32,000 | 40,000 |
| ３０万人以上 | 9,000 | 18,000 | 27,000 | 36,000 | 45,000 |

【広報誌】

**広告料の規定**

あ　り

な　し

**算定した広告料**

【補助金上限額表】

算定した広告料 ＝ 補助金の額

上限額表の

金額を

上回る場合

上限額表の

金額を

下回る場合

|  |  |
| --- | --- |
| 人　　口 | 上 限 額  （単位：円） |
| ５万人未満 | 15,000 |
| ５万人以上１０万人未満 | 20,000 |
| １０万人以上２０万人未満 | 25,000 |
| ２０万人以上３０万人未満 | 30,000 |
| ３０万人以上 | 35,000 |

５　補助金の決定取消

次のいずれかに該当する場合は、補助金の決定を取り消すものとする。

（１）みずほ銀行が指定したもの以外の広告を掲載した場合。

（２）みずほ銀行が指定した広告に独自の編集を加えて掲載した場合。

なお、バナーにおいては、広告枠に合わせて縦横比が均等になるようサイズを「拡大」または「縮小」することは可能とし、広報誌においては、「拡大」のみ可能とする。

（３）掲載した広告に不備がある場合（リンク不具合、ＱＲコード読込不可等）。

（４）広告掲載成果物に不備がある場合（添付漏れ、トップページ以外のページにバナーを掲載、バナーではなく記事での掲載等）。

６　事務手続き

（１）募集・申請・決定の事務フロー

①協力依頼（本件）

（3月中旬）

②募集照会

み ず ほ 銀 行

全　国　協　会

地　方　協　会

市　町　村

⑤申請の取りまとめ

③回答（～4/14）

④申請（～4/20）

⑥決定結果通知

⑧決定結果通知

（5月中旬）

⑦決定結果通知

（5月上旬）

＜上記フローに係る補足説明及びスケジュール＞

③　広告を掲載できる市町村（以下「回答市町村」という。）は、令和５年４月１４日（金）までに、**別紙１**「広告掲載回答書」（以下「回答書」という。）を地方協会にメールで提出する（バナー及び広報誌両方で広報を行うことができる市町村において、それぞれ担当課が異なる場合でも、回答書は極力一通にまとめる。また、実施する市町村数を把握するため、補助金の額が「０円」の市町村であっても**別紙１**を提出する。）。

また、回答市町村において広告料の規定がある場合は、該当箇所にマーカー等を引いた規定を回答書に添付して提出する。

なお、有料広告の取扱いを広告代理店等に委託している場合は、回答市町村の代わりに広告代理店等が事務手続を行うこともかまわないこととする（別途、消費税が掛かる場合は、税込金額を記入することに注意する。）。

④　地方協会は、回答書の提出があった場合、当該回答書（広告料の規定がある場合はそれも含む。）の写しを添付して、令和５年４月２０日（木）までに、**別紙２**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金申請書」（以下「申請書」という。）を全国協会にメールで提出する（**別紙２**の表は、回答市町村を全国地方公共団体コード（**別表**「市町村別リンク先ＵＲＬ一覧」参照）の順番に並べる。）。

⑦　全国協会は、令和５年５月上旬に、**別紙３**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金決定通知書」を、申請書を提出した地方協会（以下「申請地方協会」という。）にメールで通知する。

⑧　地方協会は、令和５年５月中旬までに、補助先として決定された回答市町村（以下「広報実施市町村」という。）にその旨を通知する。

（２）広告掲載後の事務フロー

①補助金請求

・広告掲載報告

申 請 地 方 協 会

広 報 実 施 市 町 村

全　国　協　会

み ず ほ 銀 行

④広告掲載報告書等

の取りまとめ

・支払申請書提出

⑥補助金総額の請求

②広告の確認後補助金交付

⑤補助金交付

⑦補助金総額の振込

③領収書提出

＜上記フローに係る補足説明＞

①　広報実施市町村は、回答した全ての広報を実施した後、バナー掲載最終日におけるバナーの広告が表示された部分を含むトップページ全体を印刷したカラー出力紙２部または広告掲載広報誌２部（複数の広報誌に広告を掲載した場合は各２部）あるいはその両方を添付して、速やかに**別紙４**「請求書」及び**別紙５**「広告掲載報告書」を申請地方協会に提出する（補助金額が「０円」で決定された広報実施市町村についても、上記の広告掲載成果物を添付して**別紙５**「広告掲載報告書」を提出する。）。

②　申請地方協会は、回答書のとおり、補助対象広報媒体において広報が実施されているか確認した後（特に、上記５補助金の決定取消に抵触していないかを必ず確認し、抵触した広報実施市町村には、補助金を取り消すことを通知する。）、広報実施市町村に補助金を交付する。

③　広報実施市町村は、入金を確認した後、速やかに**別紙６**「領収書」を申請地方協会に提出する。

　　なお、領収書について、日付は、補助金が金融機関口座に振り込まれた日付としなければならないこと、また、領収金額は、補助金の額と一致しなければならないことに注意する。

また、領収者が、市町村（地方公共団体）ではなく広告代理店等であって、領収金額が５万円以上の場合は、収入印紙２００円を貼付・割印しなければならないことに注意する（収入印紙２００円は、自己負担となる。）。

④　申請地方協会は、広告掲載報告書及び領収書を取りまとめるとともに、上記②で負担した振込手数料に係る振込依頼書（振込手数料の実費が分かるもの）も取りまとめ、令和６年１月２２日（月）までに、バナーの広告が表示された部分を含むトップページ全体を印刷したカラー出力紙１部または広告掲載広報誌各１部あるいはその両方を添付するとともに、広報実施市町村から提出された広告掲載報告書及び領収書の写しに加え、振込依頼書の写しも添付して、**別紙７**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金支払申請書」（以下「支払申請書」という。）を全国協会に提出する。

⑤　全国協会は、支払申請書を確認した後、令和６年３月上旬までに、申請地方協会に補助金を交付する。

⑥　全国協会は、申請地方協会から提出された書類一式（支払申請書は写し）を添付して、みずほ銀行に補助金を請求する。

（３）広告データの提供方法

ア　全国協会は、広告データをクラウド ストレージ（Dropbox）に格納し、令和５年４月中にメールでＵＲＬを通知するので、申請地方協会は、広報実施市町村にそのメールを転送し、そのメールを受信した広報実施市町村は、広告データをダウンロードする。

　　イ　提供される広告データは、次のファイルとする。

　　　・ ａｉファイル（Illustrator）

・ ＰＤＦファイル（Illustratorがインストールされていないパソコンでも、広告のデザインが見られるように併せて提供。）

※ 掲載する広告データには、ａｉファイルを用いること（ＰＤＦファイルを用いて掲載した場合、画質が粗いため掲載内容が不鮮明になるおそれがあるので、デザイン確認用としてのみ使用すること。）。

※ バナーの広告データのみ、ＪＰＥＧ及びＧＩＦファイルも併せて提供する。

７　その他

（１）提出書類の取り扱い

上記４（４）のとおり、補助金は宝くじ発売団体の委託経費から支出されるので、提出された書類一式は、みずほ銀行から宝くじ発売団体に提出されるものであることを了承すること。

（２）照会先

　　　一般財団法人全国市町村振興協会　菅野 ／ 西川 ／ 我妻

TEL ： 03-5157-2791 ／ e-mail : jmdc@jmdc.jp